

画像分析官の教育訓練（初級・中級）の委嘱
民間競争入札実施要項（案）

平成24年〇〇月

内閣衛星情報センター

目次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
2. 実施期間に関する事項	9
3. 入札参加資格に関する事項	10
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	10
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	14
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	15
7. 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項	15
8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項	16
9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項	19
10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	20
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	20

画像分析官の教育訓練（初級・中級）の委嘱
民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、内閣衛星情報センターは、公共サービス改革基本方針（平成 24 年 7 月 20 閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された画像分析官の教育訓練（初級・中級）の委嘱（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

(1) 対象公共サービスの詳細な内容

① 画像分析官の教育訓練（初級・中級）の概要

我が国の安全保障及び危機管理への対応の観点から衛星画像の解析・判読業務を行う内閣衛星情報センター職員（以下「画像分析官」という。）に対して教育訓練を実施する。

委嘱対象である教育訓練は、実務未経験者に対する「初級教育訓練」及び 1 年から 1 年半の実務経験を有する初級画像分析官に対する「中級教育訓練」で構成される。

② 本業務の内容

ア 初級教育訓練（判読基礎）

a 目的

衛星画像の判読に必要な基礎的な能力の習得

[到達目標]

- 指導に基づく画像からの情報の抽出・識別能力
- 画像情報の特性及び画像情報活動の理解
- 安全保障及び危機管理の観点で必要な施設等に関する基礎的知識の獲得

b 対象者

【機密性 1 情報】

実務未経験者

c 対象者数

各回 10 名程度

d 実施時期

平成 25 年 5 月～平成 27 年 11 月

e 実施回数

6 回

開始時期：

1 回目＝平成 25 年 5 月上旬

2 回目＝平成 25 年 8 月下旬

3 回目＝平成 26 年 4 月中旬

4 回目＝平成 26 年 8 月下旬

5 回目＝平成 27 年 4 月中旬

6 回目＝平成 27 年 8 月下旬

f 実施日数

各回 38 日以上

原則として開庁日に実施すること。

g 実施時間

○ 1 時限：60 分

○ 1 日：6 時限

○ 上記時間外にて昼食時間を確保

h 教育訓練内容

○ 基礎知識

・ 目的

衛星画像の解析・判読に必要な基礎的知識及び技術を習得させる。

・ 課目

－ リモートセンシング基礎

リモートセンシングの基礎的知識（本教育に必要な知識すべて）

－ 衛星及びセンサ基礎

人工衛星の種類、機能、搭載センサの特性等

－ 地図基礎

地図に関する基礎的な知識、画像判読に際しての地図の用法等

－ 画像解析ツール用法及びコンピューター用法

画像解析ツールの各種機能、操作法を理解し、演習実施に必要な知識・技術等

－ 軍事概論

【機密性 1 情報】

軍事の基礎的知識等

- ・ 期間：8 日以上
- ・ 形式：講義主体

○ 判読基礎

- ・ 目的

次の分野における施設及び関連装備等の情報を画像から抽出・識別するための知識を理解させるとともに、判読演習を通じて知識及び技術を習得させる。

- ・ 課目

ー 飛行場及び航空機

飛行場の機能、施設及び主要な航空機の種類、機能、用語等

ー 駐屯地及び陸上装備

(内閣衛星情報センター職員を講師として4日間実施)

駐屯地内の施設、機能及び主要な陸上装備の種類、機能、用語等

ー 補給所及び貯蔵施設

(内閣衛星情報センター職員を講師として3日間実施)

補給所及び貯蔵施設の種類、機能等

ー 鉄道、橋梁等

鉄道施設の種類、機能、橋の構造、種類等

ー 工業施設

製鉄工場、石油精製施設、航空機製造工場、セメント工場及び化学工場の機能、作業フロー等

ー ウラン濃縮施設及びプルトニウム生産施設

ウラン濃縮施設及びプルトニウム生産施設の機能、作業フロー等

ー 発電施設

原子力、火力、水力の各種発電施設の機能、作業フロー等

ー 電子施設（レーダー、電波傍受施設、等）

電子施設の種類、機能等

- ・ 期間：30 日以上

- ・ 形式：講義と課題演習を併用すること。

i 評価

各回の終了時点と、必要に応じて一部課目終了後の適時に、受講者全員の知識及び判読能力を評価し、各回の終了後に報告書を作成し提出すること。

知識の評価は各回あたり1回以上、判読能力の評価は各回あたり2回以上かつ判読基礎の2課目以上において実施すること。

評価は、ペーパーテスト、課題演習その他の適切な方法で民間事業者と内閣

【機密性 1 情報】

衛星情報センターが協議して定めた方法で実施すること。協議に先立って、民間事業者は評価方法案を提案すること。

j アンケート調査

各回の終了時に、受講者全員を対象にアンケート調査を実施すること。
アンケート調査項目には、実施内容及び分量に対する評価を含むこと。
アンケートは内閣衛星情報センターが回収し、民間事業者に開示する。

イ 中級教育訓練（判読応用）

a 目的

衛星画像の判読に必要な応用的な能力の習得

[到達目標]

- 安全保障及び危機管理の観点で必要な施設等に関する発展的な知識の獲得
- 指導に基づく画像情報の基礎的分析能力
- 画像からの自主的な情報抽出・識別能力

b 対象者

1年から1年半の実務経験を有する初級画像分析官

c 対象者数

各回18名程度

各受講者は3～6課目を選択して受講し、同時の受講者数は6名程度。

d 実施時期

平成26年1月～平成28年3月

e 実施回数

3回

開始時期：

1回目＝平成26年1月

2回目＝平成27年1月

3回目＝平成28年1月

f 実施期間

各回35日以上

原則として開庁日に実施すること。

g 実施時間

- 1時限：60分
- 1日：6時限
- 上記時間外にて昼食時間を確保

h 教育訓練課目

- ・ 港湾及び船舶

【機密性 1 情報】

- 港湾施設の範囲、機能、関連施設、稼働状況及び配備艦船の種類、機能等
- ・ 駐屯地及び陸上装備
駐屯地の範囲、関連施設、機能、稼働状況及び配備陸上装備の種類、機能等
- ・ 弾道ミサイル関連施設
弾道ミサイルの種類、構成、機能、誘導方式、発射施設の稼働状況等
- ・ ロケット関連施設
ロケット関連施設の範囲、種類、機能、構成、発射施設、稼働状況等
- ・ 核関連施設
核関連施設の範囲、種類、機能、稼働状況等
- ・ 武器生産・製造工場
武器生産・製造工場及び関連施設の範囲、機能、稼働状況等
- ・ 造船所
造船所及び関連施設の範囲、種類、機能、稼働状況等
- ・ 石油関連施設
石油精製施設及び関連施設の範囲、機能、稼働状況等
- ・ 発電施設
発電施設及び関連施設の範囲、機能、稼働状況等
- ・ 航空機工場
航空機製造工場及び関連施設の範囲、機能、稼働状況等
- ・ 飛行場及び航空機
飛行場施設の範囲、機能及び主要な航空機の種類、機能等
- ・ 偽装・隠蔽・欺瞞（C C & D）
ミサイル発射施設、飛行場、港湾施設等の偽装・隠蔽・欺瞞の種類、機能等

i 評価

各課目の終了後の適時及び各回の終了時点で、受講者全員の判読能力を評価し、各回の終了後に報告書を作成すること。

判読能力の評価は、全ての課目で1回以上実施すること。

評価は、ペーパーテスト、課題演習その他の適切な方法で民間事業者と内閣衛星情報センターが協議して定めた方法で実施すること。協議に先立って、民間事業者は評価方法案を提案すること。

j アンケート調査

各回の終了時に、受講者全員を対象にアンケート調査を実施すること。
アンケート調査項目には、実施内容及び分量に対する評価を含むこと。
アンケートは内閣衛星情報センターが回収し、民間事業者に開示する。

【機密性1情報】

ウ 初級・中級共通事項

a 教育訓練体制

- 総括責任者 1名
経費、人員配置を含めた、本業務全体の責任者
専任、常駐する必要はないが、常に連絡のとれる体制を確保すること。
- 企画調整等所要の担当者（総括責任者以外との兼任可）
スケジュール管理担当者、教材作成・維持担当者、納入品管理担当者等。
専任、常駐する必要はないが、常に連絡のとれる体制を確保すること。
- 講師
 - ・ 講師は、安全保障機関における十分な衛星画像の判読・分析実務経験又は指導経験を有する者であること。
 - ・ 課題演習等の操作実習においては、講師以外に補助者1名以上。
 - ・ 内閣衛星情報センター職員が講師となる場合は、補助者を1名以上。
 - ・ 補助者は、操作実習で使用するソフトウェアの知識を有する者であること。
- 使用言語
使用言語は日本語とする。
外国人講師（日本語が堪能でない者）が講義等を行う場合は、通訳を介すること。この場合の通訳は常時2名以上配置することとし、2名のうち少なくとも1名は当該分野の通訳実績を有する者であること。

b 実施場所

- 内閣衛星情報センター市谷庁舎（東京都新宿区市谷本村町9-13）内で別途指定する室
- 本業務の実施時間は、室を専用で使用できるものとする。（無償）
 - 教育訓練実施場所への携帯電話、写真機、記録可能な電磁媒体（PC本体を含む）は予め内閣衛星情報センターの許可を受けなければ持込できない。許可を受けて持ち込んだ電磁媒体は、搬出の際に内容を抹消することとする。
教材は、必要部数の印刷物又は再書き込みができない電磁媒体（DVD-R等）で実施場所に持ち込むこと。
 - 実施場所においては、「内閣衛星情報センター庁舎管理規則」及び関連規則を遵守すること。規則に基づき、契約後速やかに立入手続を行うこと。やむを得ず立入者の追加が必要となった場合は、少なくとも立入日の1ヶ月前までに所定の立入手続を行うこと。
 - 実施場所における飲食・喫煙は、指定する場所を除いて禁止する。
 - 内閣衛星情報センター庁舎内で実施困難な課目については、別途実施場所を提案できる。必要な経費は入札金額に含まれる。

【機密性 1 情報】

c 教育訓練で使用する機材

教育訓練は、次に示す機材を用いて実施すること。機材は教育訓練実施場所に設置済みであり、教育訓練実施時間中は専用とする。（無償）。

- 画像解析用 P C（プリンター、ネットワークを含む）

画像解析ツール等のソフトウェア

（ERDAS Imagine 9.1以上、Global Image Viewer、Microsoft Office2007以上）

数量 受講者 1 人につき 1 台以上 + 1 台（講師用）

- インターネット接続 P C

Webブラウザ、Google Earth

数量 受講者 1 人につき 1 台以上 + 1 台（講師用）

- いずれの P C にもソフトウェアを追加インストールしないこと。インターネット経由で会員制サービスを使用しないこと。

- この他、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードを貸与可能。（無償）

d 教材

- 受講者配布用テキスト
- 教育訓練に効果的な衛星画像等（努めて我が国の安全保障上重要と考えられる対象の画像を使用すること。中級教育訓練では X バンド S A R 画像を必ず使用すること）。
- 教育訓練に効果的な副教材
- 内閣衛星情報センター職員が講師となる課目についても、教材を用意すること。

エ 提出文書及び納入品

a 提出文書 印刷物 2 部及び電磁記録媒体（DVD-R 等）

名称	提出期限	
教育訓練実施詳細計画書	各回の開始日の 2 週間前	契約期間中に計 9 回
教育訓練実施報告書	各回の終了日の 2 週間後	契約期間中に計 9 回

b 納入品 印刷物 1 部及び電磁記録媒体（DVD-R 等）

名称	納入期限	
使用教材 1 式	各回の終了日の 2 週間後	契約期間中に計 9 回

③ 業務期間開始前及び終了時の引継方法

本業務では、業務期間開始前及び終了時の引き継ぎの必要はない。

④ 事業内容に係るその他の事項

ア 業務内容については、実施状況等により変更する場合がある。

【機密性 1 情報】

変更する場合は、委嘱しないこととした事項等を「指示書」により指示する。
イ 契約内容の一部を再委嘱する場合は、事前に書面にて内閣衛星情報センターの承認を得ること。

ウ 教育訓練全般に渡る情報保全体制を確保すること。

エ 受講者名簿（以下「名簿」という。）及び名簿の一部又は全部を引用して作成する文書は、「調達等における情報セキュリティ基準」が規定する「保護すべき情報」とする。名簿の開示（名簿記載情報の口頭等での伝達を含む）は、同基準に従って行うものとする。

(2) 確保されるべき対象公共サービスの質

○ 確保されるべき質

本業務の実施にあたり、サービスの質を確保すべき事項及び最低限満たすべき水準は次のとおりとする。

事項	測定方法	水準
実施期間に対する実施内容の分量等が適当であること	各回の教育訓練の実施後、受講者全員に対してアンケート調査を実施する	「適当である」等の肯定的回答 75%以上（年度毎）
受講者にとり、教育訓練内容が所定の到達目標の達成に有意義であること	各回の教育訓練の実施後、受講者全員に対してアンケート調査を実施する	「有意義である」「適当である」等の肯定的回答 75%以上（年度毎）
〔初級教育訓練〕 受講者の知識・判読能力が到達目標に達していること	教育訓練期間中及び終了時に、受講者全員に対して評価を実施する	受講者の上位 80%に相当する受講者各人の得点 知識 75%以上（年度毎） 判読能力 65%以上（年度毎）
〔中級教育訓練〕 受講者の判読能力が到達目標に達していること	教育訓練期間中及び終了時に、受講者全員に対して評価を実施する	受講者の上位 80%に相当する受講者各人の得点 65%以上（年度毎）

水準が達成できなかったときは、実施内容の改善に関して内閣衛星情報センターと協議するものとする。協議の際に内閣衛星情報センターは、本実施要項及び入札時点の企画提案書の範囲内で、改善案を提示できるものとする。

ただし、民間事業者の責めによらない事由があると内閣衛星情報センターが認める場合には、例外とする。

【機密性 1 情報】

(3) 評価及びアンケート調査の方法

① 評価（初級教育訓練）

1 (1) 「対象公共サービスの詳細な内容」②ア i 「評価」に記載の方法で実施すること。

② 評価（中級教育訓練）

1 (1) 「対象公共サービスの詳細な内容」②イ i 「評価」に記載の方法で実施すること。

③ アンケート調査

1 (1) 「対象公共サービスの詳細な内容」②ア j、②イ j 「アンケート調査」に記載の方法で実施すること。

(4) 委嘱費の支払方法

① 契約の形態は、精算条項を付した年度毎に支払を行う委嘱契約とする。

② 本業務を契約した民間事業者は、年度の事業完了後、教育訓練経費について教育訓練経費支出決算書を作成し、内閣衛星情報センターによる監査を受けなければならない。

教育訓練経費支出決算書を監査し、その内容が適正であれば、諸経費を除く業務に要した実支出額と当該部分の契約金額を比較し、安価な金額を精算額として支払金額を確定する。

監査は、必要書類の確認のため、民間事業者事業所にて行う場合がある。

監査のための一切の費用は、内閣衛星情報センター職員の交通費等を除き、民間事業者が負担するものとする。

③ 前項による支払金額が確定したときは、民間事業者は官署支出官内閣府大臣官房会計課長（以下「支出官」という。）に請求するものとする。

支出官は、請求書を受理した日から 30 日以内にこれを支払うものとする。

④ 民間事業者は天災その他やむを得ない場合の他、請求代金が前項の規定による支払時期までに支払われなかったときは、内閣衛星情報センターに対して支払時期到来の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じて支払遅延金額に対して、年 3.1 % の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。

(5) 費用負担等に関する留意事項

業務内容に変更があった場合、内閣衛星情報センターと民間事業者は契約金額について協議すること。

2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 11 日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。（なお、未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 内閣官房、他府省等における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 物品の製造、販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A～C」の等級に格付けされている者であること。
なお、平成25・26・27年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の登録を行う者であること。
- (6) 単独で請負事業が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（請負事業を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時まで共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとし、その際に当該共同事業体の代表者及び構成員は、上記（1）から（5）までに定める入札参加資格を備えていることが必要である。また、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となること、または、単独で参加することはできない。なお、共同事業体結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成し、入札書等とあわせて提出することとし、必ず代表者が入札参加の手続を行うこと。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

- (1) 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

入札公告：	平成25年1月上旬頃
入札説明：	仕様書交付時
質問期限：	平成25年2月上旬頃
入札書類提出期限：	平成25年2月中旬頃
企画提案書の審査：	平成25年2月下旬頃
開札及び落札者の決定：	平成25年3月上旬頃
契約締結：	平成25年4月上旬頃

【機密性 1 情報】

(2) 入札実施手続

① 入札保証金及び契約保証金

免除する。

② 質問受付

内閣衛星情報センターから入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、原則として電子メールにより質問を行うことができる。

質問及び回答については、原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないように配慮する。

③ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本業務に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び本業務実施の具体的な方法、その質の確保に方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）を提出期限までに提出することとする。

④ 入札書

入札書の入札金額は、本業務に係る一切の経費を含むものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載することとする。

入札書は、次に掲げる事項を記載して、封印の上、提出することとする。

- ・ 入札金額（総価）
- ・ 件名
- ・ 入札者本人の氏名及び押印

（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）

入札参加者は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。書留郵便をもって入札書を提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官あてに親展により入札書の受領期限までに提出しなければならないこととする。

次の各号の一つに該当する入札書は、無効とする。

- 一 入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
- 二 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- 三 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のない入札書

【機密性 1 情報】

- 四 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- 五 同一の入札について、2 通以上提出された入札書
- 六 明らかに連合によると認められる入札書
- 七 他の入札参加者の代理として提出された入札書
- 八 入札公示に示した日時までに到着しない入札書

⑤ 企画提案書

入札参加者が提出する企画提案書には、「5 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

ア 原則として A 4 判横置の横書きにて作成する。

なお、本形式にて困難な図表等についてはこの限りではない。

イ 表紙

企画提案書表紙〔様式①〕に提出日、提案者の所在地、会社名及び代表者名を記入、押印する。

ウ 提案者の概要

a 提案者概要〔様式②〕

提案者名、所在地、代表者名、設立時期等について記載する。

b 連絡担当者〔様式②〕

提出書類の説明を求める必要が生じた場合の連絡担当者を選定し、所属部署、担当者氏名及び電話番号を記載する。

c 衛星画像の解析・判読・分析分野に係る過去 3 年の教育事業内容〔様式③〕

教育事業項目、実施内容、実施体制等について記載する。講師派遣、教材作成を再委嘱する場合は、すべての再委嘱先について同様に記載する。

エ 教育実施内容

a 対象者数〔様式④〕

最大教育実施可能人数を記載する。

b 実施時期〔様式④〕

各回の実施時期を記載する。

c 教育訓練計画〔様式⑤〕

初級教育訓練と中級教育訓練とを分離して記載する。

○ 分野、実施内容を記載する。

○ 実施内容毎に時間配分、到達目標、実施形態（講義または演習）、担当講師名、使用する教材及び衛星画像等を記載する。

○ 内閣衛星情報センター外で実施する場合は、実施場所を記載する。

オ 教育訓練教材〔様式⑥〕

○ 初級教育訓練及び中級教育訓練の教材について記載する。

【機密性 1 情報】

- 教材としている対象物の対象国が何カ国あるか及び具体的国名を記載する。
「国」の定義は、入札公告日における国際連合加盟国及び地域とする。

- 教材としているセンサが何種類あるか及び具体的センサ名（衛星名）を記載する。

カ 教育訓練体制 [様式⑦]

- 総括責任者、各担当者、講師、通訳等の教育訓練体制を記載する。
- 内閣衛星情報センター内に立ち入りが必要な講師及び通訳等の人員の旅券等の身分証明書（コピー）及び履歴書を添付する。
- 再委嘱を予定する場合には、再委嘱先概要、再委嘱項目及び必要性、同種事業の実績及び契約予定額を記載する。

キ 情報保全体制 [様式⑧]

- 本契約に伴う情報保全体制（再委嘱先を含む）及び情報を取り扱う者の限定方法を記載する。
- 本契約に伴い受領した文書等、知り得た情報及びこれらを元に作成した文書等の管理方法を記載する。
- 関係職員に対する情報保全教育及び事故発生時の措置方法を記載する。

⑥ その他審査に必要となる書類

ア 資格審査結果通知書

平成 2 2 ・ 2 3 ・ 2 4 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

イ 暴力団排除に関する誓約書（別紙 2）

⑦ 開札にあたっての留意事項

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札中は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う。

再度の入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申し立てはできない。

⑧ 言語及び通貨

【機密性 1 情報】

入札書、企画書その他の提出書類に使用する言語、通貨、日時及び計量単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に規定する計量単位とする。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

落札者の決定は、総合評価方式によるものとする。

なお、評価は内閣衛星情報センターに設置する評価委員会において行うものとする。

(1) 総合評価に当たっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が本業務の目的・趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目）、また、効果的なものであるか（加点項目）について行うものとする。

① 必須項目審査

入札参加者が企画提案書に記載した内容が、「評価項目一覧表」（別紙 1 参照）に記載された必須項目（最低限の要求要件）を満たしていることを確認する。すべて満たす場合は合格とし、基礎点を付す。なお、一つでも満たしていない場合は失格とする。

② 加点項目審査

上記①で合格となった入札参加者に対して、「評価項目一覧表」（別紙 1 参照）に記載された「加点」の項目について審査を行う。

評価者は、各入札参加者の提案に対して「得点配分」（別紙 1 参照）により、加点を付与する。

(2) 落札方法及び得点配分

① 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、「④ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ 「評価項目一覧表」（別紙 1 参照）に記載された必須項目をすべて満たしていること。

② 得点配分

技術点（必須項目、加点項目）と価格点の配分は「得点配分」（別紙 1 参照）のとおりとする。

③ 技術点の算出

ア 必須項目（基礎点）は、すべての項目について最低限の要求要件を満たしている場合は合格とし、基礎点を付す。

【機密性 1 情報】

イ 加点項目（加点）は、審査基準により提案内容を審査し、加点を付す。

④ 総合評価点の計算

- ・ 総合評価点＝技術点＋価格点
- ・ 技術点＝基礎点＋加点
- ・ 価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）

なお、総合評価点は、整数値が同点の場合、数値の最も高い者が明らかになる小数点の位まで算出する。

⑤ 留意事項

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記「（２）④総合評価点の計算」によって得られた数値の次順位者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が２者以上あるときは、直ちに該当入札者にくじを引かせ落札者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない内閣衛星情報センターの職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 内閣衛星情報センターは、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額等について公表するものとする。

エ 内閣衛星情報センターは、初回の入札において入札参加者が無かった場合、必須項目をすべて満たす入札参加者が無かった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場合には事業を中止する場合等がある。

この場合において、内閣衛星情報センターはその理由を官民競争入札等監理委員会に報告する。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施状況に関する情報は、別紙５のとおり。

7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項

【機密性 1 情報】

次の設備を、無償（消耗品供給、故障修繕を含む）で使用できる。

- ① 1（1）②ウ b に示す、実施場所として指定する室
- ② 1（1）②ウ c に示す、機材、ソフトウェア
- ③ 1（1）②ウ c に示す。貸与を受けたプロジェクター、スクリーン、ホワイトボード

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

（1）民間事業者が報告すべき事項

- ① 教育訓練実施計画書及び教育訓練経費積算書の提出
民間事業者は、契約締結後速やかに、教育訓練実施計画書（別紙 3）及び教育訓練経費積算書（別紙 4）を内閣衛星情報センターに提出すること。
- ② 教育訓練実施詳細計画書及び教育訓練実施報告書の提出
民間事業者は、1（1）②エに記載のとおり教育訓練実施詳細計画書及び教育訓練実施報告書を内閣衛星情報センターに提出すること。
- ③ 教育訓練経費支出決算書の提出
民間事業者は、1（4）②に記載のとおり教育訓練経費支出決算書を内閣衛星情報センターに提出すること。

（2）内閣衛星情報センターの検査・監督体制

本業務の履行に当たり、内閣衛星情報センター職員により監督、検査を行う。

内閣衛星情報センターは民間事業者に監督職員、検査職員の氏名及び職名を通知する。

監督職員 民間事業者が行う各業務について、必要な監督を行う。

検査職員 民間事業者が行う各業務の内容、質について履行状況を検査する。

（3）業務の調査及び報告

内閣衛星情報センターは、必要と認めるときは、法第 26 条に基づきこの契約に関わる業務の履行状況及び経理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

調査内容、報告結果によっては、法第 27 条に基づき民間事業者に指示・指導を行う場合がある。

（4）秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して内閣衛星情報センターが開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩しては

【機密性 1 情報】

ならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 5 4 条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止

ア 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

イ 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を一時中断しようとするときは、あらかじめ、内閣衛星情報センターの承認を受けなければならない。

② 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

③ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

④ 記録・帳簿書類等

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

⑤ 権利の譲渡

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑥ 再委嘱の取扱い

ア 民間事業者（共同事業体を含む）は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委嘱してはならない。

イ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委嘱を行う場合は、原則として、あらかじめ企画提案書において再委嘱に関する事項について記載しなければならない。また、民間事業者は、企画書の提出前に、再委嘱先が単独又は共同事業体で本入札に参加しようとする者でないことを確認するものとする。

ウ 民間事業者は、契約締結後やむを得ない事情により再委嘱を行う場合には、再委嘱に関する事項を明らかにした上で内閣衛星センターの承認を受けなければならない。

エ 民間事業者は、上記イ及びウにより再委嘱を行う場合には、民間事業者が内閣衛星情報センターに対して負う義務を適切に履行するため、再委嘱先の事業者に対し、前記（4）秘密の保持、及び（5）契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」に規定する事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委嘱先から必

【機密性 1 情報】

要な報告を徴収することとする。

オ 上記イからエまでに基づき、民間事業者が再委嘱先の事業者の本業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委嘱先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

⑦ 契約内容の変更

内閣衛星情報センターは、業務期間中に業務の内容が大きく変更となる場合又は実施要項等で内閣衛星情報センターが提示した条件と異なることとなる場合には、民間事業者にその旨を通知するとともに、双方協議の上、本契約の変更が必要であると認められるときは、本契約の変更を行うものとする。

⑧ 契約解除

内閣衛星情報センターは、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

ア 偽りその他不正の行為により落札者となったとき

イ 法第 14 条第 2 項第 3 号若しくは法第 15 条において準用する法第 10 条（第 11 号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき

ウ 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき

エ 上記ウに掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があったとき

オ 法律又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

カ 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき

キ 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき

ク 暴力団が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき

ケ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑨ 契約解除時の取扱い

上記⑧項に該当し、契約を解除した場合には、契約金額の 105 分の 100 に相当する金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として内閣衛星情報センターが指定する期日までに納付する。

ただし、民間事業者が当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した費用として内閣衛星情報センターが認めた費用については、違約金の計算対象額か

【機密性 1 情報】

ら除外できる。

なお、違約金は、内閣衛星情報センターに生じた損害額が違約金の額を超過する場合において、内閣衛星情報センターがその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

⑩ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と内閣衛星情報センターが協議して決定するものとする。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するに当たり、民間事業者またはその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を与えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 損害賠償

民間事業者は、天災地変その他民間事業者の責に期すことのできない事由を除き、内閣衛星情報センターに損害を与えた場合は、内閣衛星情報センターに対し、一切の損害を賠償するものとする。

また、第三者に損害を及ぼしたときは、民間事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち内閣衛星情報センターの責めに帰すべき事由により生じたものについては、内閣衛星情報センターが負担する。

(2) 遅延損害金

① 履行遅延による遅延賠償金

契約者は、契約期限内に業務を完了することができないと認められるときは速やかに内閣衛星情報センターに対し、遅滞の事由及び完了見込月日を明らかにした書面を提出し、内閣衛星情報センターの指示を受けるものとする。

内閣衛星情報センターは、書面の提出があったときは、審査の上、期限後に完了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴することとして期限延長を認めることができるものとする。

ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合は、契約者はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

遅延賠償金は、履行未済部分にあたる契約金額につき、遅延日数に応じ、年5%の割合で計算した額とする。

【機密性 1 情報】

② 違約金、損害賠償金の支払遅延による遅延賠償金

内閣衛星情報センターの指定する支払期日までに、違約金、損害賠償金を支払わないときは、その支払期日の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額を遅延賠償金として納付させることができる。

1 0. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

内閣衛星情報センターは、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成27年5月頃を予定）を踏まえ、本業務の実施状況については、平成27年3月31日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法

内閣衛星情報センターは、民間事業者が実施した本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、本実施要項中に示した報告等を活用するとともに内閣衛星センターによる実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

① 実施回数、実施内容

② 受講者への評価、受講者へのアンケート調査結果

評価にあたっては、従来の実施状況を踏まえ評価を行う。

従来のアンケート調査では、教育内容に対して期間の適切性、教育内容の有意義性を調査していたが、確保されるべき質（1（2））については、今回本業務の実施にあたり、期間に対する実施内容の分量等の適当性、教育内容の有意義性を調査することとした。

アンケートの選択肢は、従来の選択肢と同程度とする。なお、民間事業者の業務実施に参考となる項目を付加して、アンケート調査することは構わない。

(4) 意見聴取等

内閣衛星情報センターは、本業務の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者から直接意見の聴取を行うことができるものとする。また、内閣衛星情報センターは、本業務の実施状況等の提出に当たり、内閣衛星情報センターに設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

(5) 実施状況等の提出

内閣衛星情報センターは、本業務の実施状況等について平成27年4月を目途に、内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会に提出するものとする。

1 1. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

【機密性 1 情報】

(1) 本業務の実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

内閣衛星情報センターは、民間事業者の事業実施状況について、毎年度、官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、公表する。

内閣衛星情報センターは、法第26条及び27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合は、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会に通知する。

(2) 内閣衛星情報センターの監督体制

本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項 8 (2) により行うものとする。

(3) 民間事業者が負う可能性がある主な責務等

① 民間事業者の責務等

本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接または内閣衛星情報センターを通じて、資料または報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

評価項目一覧表・得点配分

【必須項目・初級教育訓練】

評価項目	評価内容	判定
実施回数 実施期間	仕様書との適合を確認する。 ・実施回数が仕様書と適合していること。 ・実施期間が仕様書と適合していること。	合否
受入可能人数	仕様書との適合を確認する。 ・仕様書が規定する受講者数と適合していること。	合否
教育訓練課目	仕様書との適合を確認する。 ・仕様書が規定する課目の漏れがないこと。 ・到達目標が仕様書と適合としていること。	合否

【必須項目・中級教育訓練】

評価項目	評価内容	判定
実施回数 実施期間	仕様書との適合を確認する。 ・実施回数が仕様書と適合していること。 ・実施期間が仕様書と適合していること。	合否
受入可能人数	仕様書との適合を確認する。 ・仕様書が規定する受講者数と適合していること。	合否
教育訓練課目	仕様書との適合を確認する。 ・仕様書が規定する課目の漏れがないこと。 ・到達目標が仕様書と適合としていること。	合否

【必須項目・共通】

評価項目	評価内容	判定
教育訓練体制	仕様書との適合を確認する。 ・総括責任者、所要の担当者を配置していること。 ・講師に実務経験又は指導経験を有した者を含んでいること。 （注：全員が実務・指導経験を有しない場合は失格とする） ・通訳に通訳経験を有した者を含んでいること。 （注：全員が当該分野の通訳経験を有しない場合は失格とする）	合否
情報保全体制	提案様式記載に漏れがないことを確認する。	合否

【加点項目・初級教育訓練】

評価項目	評価内容	項目別配点
教材	幅広く対象国を選定しているかを評価する。 6カ国以上 50点 5カ国 40点 4カ国 30点 3カ国 20点 2カ国 10点 1カ国 0点	50
	教材に多くのセンサーが使われているかを評価する。 6種類以上 50点 5種類 40点 4種類 30点 3種類 20点 2種類 10点 1種類 0点	50
講師の経験	講師は安全保障に係る十分な判読分析実務経験・指導経験を有するかを評価する。 20年以上の実務・指導経験者2名以上 100点（満点） 20年以上の実務・指導経験者1名 80点 10年以上の実務・指導経験者2名以上 60点 10年以上の実務・指導経験者1名 40点 5年以上の実務・指導経験者1名以上 20点 全員が実務・指導経験5年未満 0点	100
通訳実績	通訳は安全保障に係る画像判読の通訳実績を有するかを評価する。 通訳なし（講師は日本語で教育を実施） 30点（満点） 当該分野の通訳実績が皆無の者を1名以上含む 0点 全員が当該分野の通訳実績者である場合の得点は次のとおり。 5年以上の当該分野の通訳実績者2名以上 30点（満点） 5年以上の当該分野の通訳実績者1名 20点 全員が当該分野の通訳実績5年未満 10点	30

【加点項目・中級教育訓練】

評価項目	評価内容	項目別配点
教材	幅広く対象国を選定しているかを評価する。 6カ国以上 50点 5カ国 40点 4カ国 30点 3カ国 20点 2カ国 10点 1カ国 0点	50
	教材に多くのセンサーが使われているかを評価する。 6種類（XバンドSARを含む）以上 50点 5種類（XバンドSARを含む） 40点 4種類（XバンドSARを含む） 30点 3種類（XバンドSARを含む） 20点 2種類（XバンドSARを含む） 10点	50
講師の経験	講師は安全保障に係る十分な判読分析実務経験・指導経験を有するかを評価する。 20年以上の実務・指導経験者2名以上 100点（満点） 20年以上の実務・指導経験者1名 80点 10年以上の実務・指導経験者2名以上 60点 10年以上の実務・指導経験者1名 40点 5年以上の実務・指導経験者1名以上 20点 全員が実務・指導経験5年未満 0点	100
通訳実績	通訳は安全保障に係る画像判読の通訳実績を有するかを評価する。 通訳なし（講師は日本語で教育を実施） 30点（満点） 当該分野の通訳実績が皆無の者を1名以上含む 0点 全員が当該分野の通訳実績者である場合の得点は次のとおり。 5年以上の当該分野の通訳実績者2名以上 30点（満点） 5年以上の当該分野の通訳実績者1名 20点 全員が当該分野の通訳実績5年未満 10点	30

【加点項目・共通】

評価項目	評価内容	項目別配点
実績	安全保障分野に係る衛星画像の解析・判読の教育事業の実績を評価する。 実績3年度以上・再委嘱なし 40点（満点） 応札者、すべての再委嘱先が実績3年度以上 40点（満点） 応札者、再委嘱先のいずれかが実績3年度 30点 応札者、再委嘱先のいずれかが実績2年度 20点 応札者、再委嘱先のいずれかが実績1年度 10点 実績なし 0点	40

【技術点】

		配点
基礎点	必須項目の全てに合格した提案に基礎点として500点	500
加点	加点項目の合計	500
技術点	基礎点と加点の合計	1000

【価格点】

評価項目	評価内容	配点
価格点	$(1 - \text{入札額} \div \text{予定価格}) \times 500$ 算出	500

【総合評価点】

総合評価点	技術点と価格点の合計	1500
-------	------------	------

誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

平成 年 月 日

内閣衛星情報センター管理部長 殿

(郵便番号)

入札参加事業者 住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名 印
(法人にあつては、代表者氏名)

(法定代理人
氏 名 印)

教育訓練実施計画書

教育訓練 課 題	
教育訓練 目 的	
教育訓練 計 画	
教育訓練 期 間	
教育訓練 経 費	金 円

教育訓練経費積算内訳書

項 目	金 額	積 算 内 訳
計		

従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費

(単位：千円)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
計 (a)	人件費	常勤職員			
		非常勤職員			
	物件費				
	委託費等	定額部分	110,775	109,158	104,868
		成果報酬等			
		旅費その他			
計 (a)		110,775	109,158	104,868	
参考値 (b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a) + (b)		110,775	109,158	104,868	
(注記事項)					
1. 本業務は、外部委嘱により実施している。					
2. 各年度の仕様書を参考としたい場合は、民間事業者が申し出れば配付する。					
3. 各年度の委嘱形態は次のとおり					
平成21、22、23年度					
単年度契約。企画競争、公募公告により事業者を決定した。					
4. 委託費に含まれる外部講師の再委嘱費用は次のとおり。					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
		31,212	30,531	29,969 (千円)	
5. 要求仕様の推移は次のとおり。					
項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
初級教育訓練 判読基礎 課目数	9 課目	10 課目	10 課目 (うち2回目の2課目で内閣衛星情報センター職員を講師として実施)		
中級教育訓練 課目数	9 課目	14 課目	12 課目		

【機密性 1 情報】

2. 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

講師については、安全保障機関における十分な衛星画像の判読・分析実務経験又は指導経験を有することが求められる。

外国人講師（日本語が堪能でない者）が講義等を行う場合の通訳は、安全保障及び衛星画像に関する分野での通訳実績を有することが求められる。

(業務の繁閑の状況とその対応)

項 目		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
初級	実施期間	4 9 日間	4 9 日間	4 9 日間	4 9 日間	4 9 日間	4 9 日間
	受講人数	9 人	5 人	7 人	5 人	9 人	2 人
中級	実施期間	3 4 日間		3 4 日間		3 4 日間	
	受講人数	1 4 人		1 1 人		1 1 人	

(注記事項)

本業務は外部委嘱により実施。

受託者側の人員（実績値）は次のとおり。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
受託者の職員	8 名	8 名	1 2 名
総括責任者	1 名	1 名	1 名
講師（所要の担当者との兼務を含む）	5 名	3 名	3 名
その他のスタッフ	2 名	4 名	8 名
再委嘱（外注）による人員	5 名	5 名	5 名
講師（外国人）	3 名	3 名	3 名
通訳	2 名	2 名	2 名

【機密性 1 情報】

3. 従来の実施に要した施設及び設備

(内閣衛星情報センターで実施した接遇業務に係る施設及び設備)

実施場所として指定する室、教育訓練用設備（実施要項 7）

(注記事項)

1. 上記の施設及び設備については、業務を行う範囲においてセンターが無償で貸与する。
2. 上記設備を使用するための消耗品は、内閣衛星情報センターが無償で供給する。

4. 従来の実施における目的の達成の程度

(1) アンケート項目

- 教育内容に対して期間が適切であったか
- 教育内容は有意義であったか。

従来アンケート調査では、教育内容に対して期間の適切性、教育内容の有意義性を調査していたが、今回本業務の実施にあたり、確保されるべき質（1（2））については、期間に対する実施内容の分量等の適切性、教育内容の有意義性を調査することとした。民間事業者が実施するアンケートの選択肢は、従来選択肢と同程度とする。

なお、民間事業者の業務実施に参考となる項目を付加して、アンケート調査することは制限しない。

		21 年度	22 年度	23 年度
期間	長い	0%	0%	0%
	適当	89%	78%	73%
	短い	11%	22%	27%
内容	有意義	44%	37%	56%
	適当	38%	41%	18%
	難解	15%	20%	22%
	無意義	3%	2%	4%

平成 21 年度から平成 23 年度までの受講者に対する評価の結果を示す。

(全受講者の平均値。教育訓練期間中の複数回実施結果を単純合計している)

【機密性 1 情報】

(2) 受講者の評価

① 初級教育訓練

ア 知識確認

	21 年度 前期	21 年度 後期	22 年度 前期	22 年度 後期	23 年度 前期	23 年度 後期	平均
得点	75.7	81.0	77.8	84.0	82.4	75.6	79.4

※ 各回に 4 回ずつ実施した知識確認の結果（各 50 問 100 点満点）の平均得点

※ 各年度単位で、上位 80%に相当する受講者は全員 75 点以上を得点している。

イ 判読演習（画像を利用した判読演習）

	21 年度 前期	21 年度 後期	22 年度 前期	22 年度 後期	23 年度 前期	23 年度 後期	平均
得点	3.6	3.1	3.1	3.6	3.5	3.0	3.3

※ 各回に 4 回ずつ実施した演習の結果に対する評価（0.0～5.0 点の評価方式）の平均得点

※ 各年度単位で、上位 80%に相当する受講者は全員 3.25 点以上を得点している。

② 中級教育訓練 判読演習（画像を利用した判読演習）

	21 年度	22 年度	23 年度	平均
得点	2.9	3.5	3.5	3.3

※ 訓練期間中毎日、実施した演習の結果に対する評価（0.0～5.0 点の評価方式）の平均得点

※ 各年度単位で、上位 80%に相当する受講者は全員 3.25 点以上を得点している。

5. 従来の実施方法等

(従来の実施方法)

本業務は外部委嘱により実施。

(注記事項)

○実施体制等

対象業務については民間事業者に委嘱しているため、内閣衛星情報センターでは直接実施していない。

本業務の履行にあたり、内閣衛星情報センター職員による監督、検査を行った。

監督職員

民間事業者が行う各業務について、必要な監督を行う。

検査職員

民間事業者が行う各業務の内容、質について検査する。

「画像分析官の教育訓練（初級・中級）の委嘱」に係る企画提案書

提出日：平成 25年 月 日

所在地：

会社名：

代表者： 印

会社概要

会社名	
所在地	
代表者	
設立時期	
特記事項	

所属部署	
連絡担当者	
電話番号	

<p>安全保障分野における衛星画像の解析・判読・分析に係る教育事業実績 (過去3年間)</p>	<p>項目： 実施先： 内容： 備考： (複数記載可)</p>
---	--

以下、講師派遣、教材作成を再委嘱するすべての再委嘱先について記載

<p>再委嘱先（再委嘱先名称）の安全保障分野における衛星画像の解析・判読・分析に係る教育事業実績 (過去3年間)</p>	<p>項目： 実施先： 内容： 備考： (複数記載可)</p>
--	--

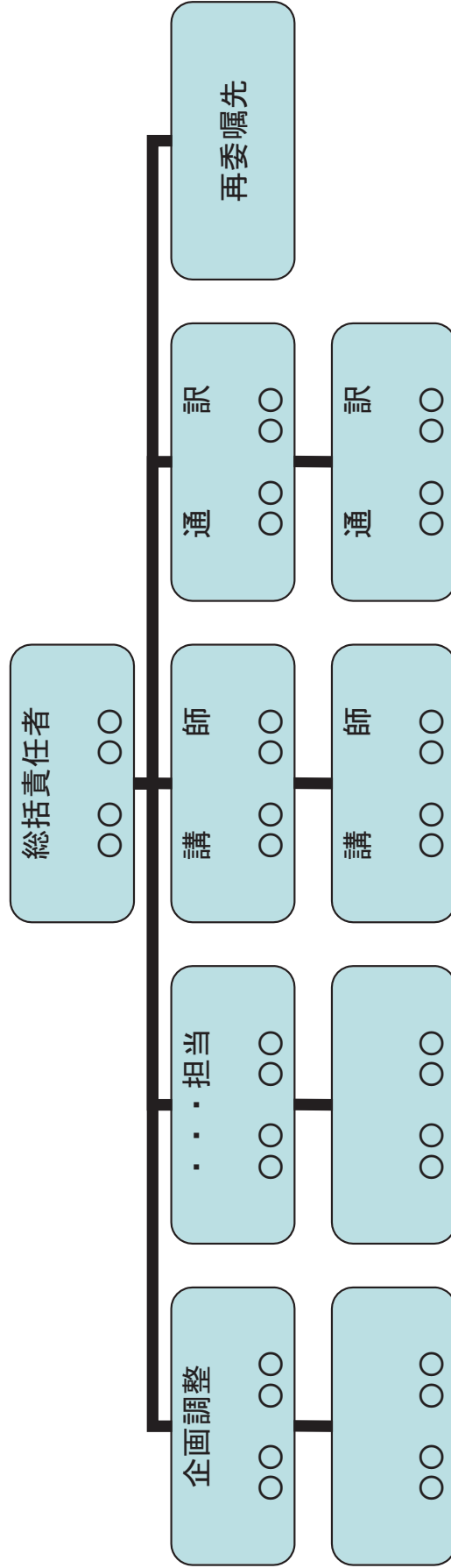
教育実施内容

対象者数	最大受入可能人数	初級：各回●●名 中級：○○名
実施時期	平成25年度 初級教育訓練	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	平成25年度 中級教育訓練	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	平成26年度 初級教育訓練	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	平成26年度 中級教育訓練	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	平成27年度 初級教育訓練	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	平成27年度 中級教育訓練	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

分野	実施内容	時間	到達目標	形態	担当講師 補助講師数	使用予定の教材・衛星画像等
[判読基礎]	リモートセンシング概論	2	リモートセンシングの基礎的知識を理解する。	講義	担当 A	テキスト 商用衛星画像
	判読基礎	8	判読技法に関する基礎的事項を理解する。	講義	担当 A	テキスト 商用衛星画像 (・・・空港)
[判読演習]	飛行場及び航空機	16	A-OO、B-△△の概要、特徴等 を理解する。	演習	担当 B 補助 1名	テキスト 商用衛星画像 (・・・空港)

初級教育訓練	対象国数	○ カ国	(記入例) ○○国、○○共和国、
	使用センサ種類	○ 種類	(記入例) GeoEye-1、WorldView-2、
中級教育訓練	対象国数	○ カ国	(記入例) ○○国、○○共和国、
	使用センサ種類	○ 種類	(記入例) GeoEye-1、TerraSAR-X、

教育訓練体制	体制図	○ページ参照
講師	略歴	○ページ参照
通訳	略歴	○ページ参照
再委嘱先	会社概要	
	再委嘱項目 及び 必要性	
	過去3年間における同種教育 事業の実績	
	契約予定額	



情報保全体制

	<p>本契約に伴う 保全体制</p>	
	<p>本契約に伴う情報 を取り扱う者の限 定方法</p>	
<p>保全体制 (再委嘱先も含む)</p>	<p>本契約に伴い受領 した文書、情報及 びこれらを元に作 成した文書の管理 方法</p>	
	<p>関係職員に対する 保全教育</p>	
	<p>保全事故発生時の 措置方法</p>	